

「指定障害児相談支援事業」

重要事項説明書

当事業所は大分市の指定を受けています。
指定障害児相談支援（4470101504）

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の終結を希望される方に対して、社会福祉法 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を説明するものです。

1. 事業者

| | |
|--------|----------------------------------|
| 法人名 | 社会福祉法人 若草会 |
| 法人所在地 | 〒870-0868 大分市大字野田 306 番地の 2 |
| 電話・FAX | 電話：097-549-0012 FAX：097-549-5750 |
| 代表者氏名 | 理事長 安東 真英 |
| 設立年月 | 昭和 49 年 2 月 16 日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所所在地

| | |
|-----------|--|
| 事業所の種類 | 指定障害児相談支援事業所（令和 4 年 12 月 1 日大分市指定） |
| 事業の目的 | 「相談支援事業所創生の里」（以下「事業所」という）において実施する指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、障害児及びその家族（以下「利用児等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定障害児相談支援の提供を確保する事を目的とする。 |
| 事業所の名称 | 相談支援事業所創生の里 |
| 事業所の所在地 | 〒870-0868 大分市大字野田 269 番地の 1 |
| 電話・FAX | 電話：097-594-5380 FAX：097-594-8580 |
| 管理者氏名 | 安東 真英 |
| 当事業所の運営方針 | <ul style="list-style-type: none">・利用児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。・利用児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用児等の選択に基づき、適切な保護、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「障害福祉サービス」という。）が多様な業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行きます。・利用児等の意思及び人格を尊重し、常に利用児の立場に立って、利用児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏る事のないよう、公正中立に行います。また、大分市や障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。・提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図ります。 |

| | |
|----------|---------------|
| 開設年月日 | 令和4年4月1日 |
| サービス提供地域 | 大分市・由布市（一部地域） |

3. 事業所窓口のサービス提供、サービス提供時間

| | |
|----------|--------------------------|
| 営業日/営業時間 | 月曜日～土曜日（うち5日間）/午前8時～午後5時 |
| サービス提供日 | 月曜日～土曜日（うち5日間） |
| サービス提供時間 | 午前8時 ～ 午後5時 |

4. 事業所の職員体制

| 職 種 | 職務内容 | 人員数 |
|---------|---|-----------------------|
| 管 理 者 | 管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | 常勤 1名 |
| 相談支援専門員 | 相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、障害児支援利用計画作成及び継続的なモニタリング等を行う。 | 常勤 1名 非常勤 1名 |

5. 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

①サービス内容

【障害児支援利用計画の作成】

利用児の居宅を訪問し、利用児の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、保険・医療・福祉・就労支援・教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して、障害児支援利用計画を作成します。

【障害児支援利用計画の作成までの流れ】

- (1) 相談支援専門員は、利用児の居宅を訪問し、利用児等に面接して、その置かれている状況、利用児等の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。
- (2) 相談支援専門員は、利用児の置かれている状況等を考慮して、利用児等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス等の目標及びその達成時期、提供される福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに障害福祉サービス等を提供するうえの留意事項等を記載した障害児支援利用計画の原案を作成します。
- (3) 相談支援専門員は、作成した障害児支援利用計画の原案に盛り込んだ障害福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、その内容について利用児等に説明し、同意を得た上で決定するものとします。

- (4) 支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明すると共に、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- (5) 担当者から専門的な見地からの意見を求めた障害児支援利用計画の原案の内容について利用児等に対して説明し、文書により利用児等の同意を得た上で、障害児支援利用計画を完成し、利用児等及び福祉サービス等の担当者に交付します。

【障害児支援利用計画作成後の便宜の供与】

- (1) 利用児等と障害児支援利用計画に記載の通り各事業のサービスが提供されているか、モニタリングとして経過について確認し、把握します。
- (2) 各事業の障害児支援利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

【各事業の障害児支援利用計画の変更】

利用児等が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用児等双方の合意に基づき、障害児支援利用計画を変更します。

【障害者支援施設等への紹介】

利用児が居宅において日常生活を営む事が困難になったと認められる場合、又は利用児等が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

②利用料金

【サービス利用料金】

障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律に基づいて、市町村から介護給付費額を受理する場合（法定代理受理）は、利用児等の自己負担はありません。

【交通費】

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所が実施する障害児相談支援のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、必要な交通費を頂きます。

事業者の自動車を利用した場合・・・実施地域外から片道 20 ㎞未満 500 円
実施地域外から片道 20 ㎞以上 800 円

6. サービスの利用に関する留意事項

【サービスの提供を行う相談支援専門員】

- ・相談支援専門員は身分証等を携行し、初回訪問時及び利用児等から求められた時はこれを提示します。
- ・利用児等から特定の相談支援専門員を指名する事は出来ませんが、相談

支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、遠慮なく相談ください。

7. 秘密の保持と個人情報の保護、開示について

① 利用児等に関する秘密の保持について

- ・事業者は、利用児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用児等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・事業者は、従業者に業務上知り得た利用児等の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

- ・事業者は、利用児等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用児等の個人情報を提供しません。
- ・事業者は、利用児等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ・事業者が管理する情報については、利用児等の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料（1枚10円）などが必要な場合は利用児等の負担となります。）
- ・記録の保存期間は、計画相談支援を提供した日から5年間です。

8. 苦情等の受付及び人権擁護、虐待防止の対応について

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、定期的実施する研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の習得に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、利用者や家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

当事業所における相談、苦情、及び権利擁護等のご相談は以下の窓口で受け付けます。

| | |
|----------------------|--|
| 相談支援事業所創生の里 | |
| 受付窓口担当者 | 相談支援専門員：佐藤 恭美 相談支援専門員：安東 清子 |
| 苦情解決責任者 | 管理者：安東 真英 |
| 電話番号 | 097-594-5380 |
| 受付時間 | 毎週月曜日～金曜日（土日祝日・年末年始を除く） 午前8時00分～午後5時00分 |
| 若草会福祉サービス相談委員会 第三者委員 | |
| 安東 初代 | 電話 097-583-0724 |
| 高橋 美佳 | 電話 097-583-2148 |
| 工藤 和代 | 電話 097-549-2466 |
| 受付時間 | 午前9時00分～午後5時00分（月曜日～金曜日） （土日祝日・年末年始を除く） |
| 大分市障害福祉課 | |
| 電話番号 | 097-537-5658 |
| 受付時間 | 午前8時30分～午後6時00分（月曜日～金曜日） （土日祝日・年末年始を除く） |
| 大分市障がい者虐待防止センター | |
| 電話番号 | 097-585-6003 |
| 受付時間 | 午前9時00分～午後5時15分（月曜日～金曜日） （土日祝日・年末年始を除く） |
| 大分県福祉サービス運営適正化委員会 | |
| 電話番号 | 097-558-0300 |
| 受付時間 | 午前9時00分～午後5時00分（月曜日～金曜日） （土日祝日・年末年始を除く） |

9. 事故発生時の対応方法について

- ・ 事業所は、利用児等に対する指定障害児相談支援事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県及び市町村、当該利用児等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。
- ・ 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して、採った処置について、記録します。
- ・ 事業所は利用児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. ハラスメントについて

ハラスメント対策の為、次に掲げる措置を講じております。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 職員は、ハラスメントを防止するための研修を受講し、事業所内で共有を図っています。

1 1. 業務継続計画策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定します。
- (2) 当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定障害児相談支援サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

相談支援事業所創生の里

管理者職名 管 理 者 氏名 安東 真英 印

説明者名 相談支援専門員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害児相談支援事業において実施するサービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

(利用児) 住所 _____

氏名 _____ 印

(保護者) 氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄 _____)

この重要事項説明書は、利用者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和4年4月1日 施行

令和4年12月1日一部改正

令和6年1月1日 一部改正

令和6年6月1日 一部改正